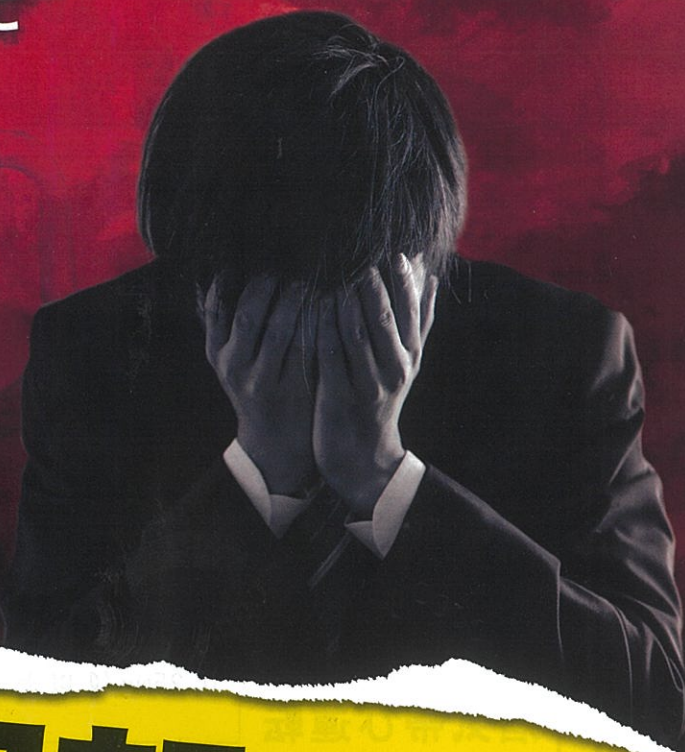


車を凶器に変えないために
運転するならお酒は
飲まない、飲ませない。



飲酒運転は 車を凶器に変える



Stop, Slow, Smart
交通安全スリ-ス運動



年末の交通安全県民運動 12/1(金)~12/10(日)

運動重点

- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び歩行者の安全の確保
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



飲酒運転 厳しい行政処分と罰則が！

～12月は飲酒運転根絶強調月間です～

- ◆ 運転するなら **酒を飲まない**
- ◆ 酒を飲んだら **運転しない**
- ◆ 運転する人に **酒をすすめない**
- ◆ 酒を飲んだ人に **運転させない**

飲酒運転、絶対に四(し)ない！



2023年12月1日から、安全運転管理者等による「アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認」が義務化されます。



運転者

違反種別		行政処分	罰則
酒酔い運転		免許取消し (欠格期間3年) 35点	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25mg/ℓ以上	免許取消し (欠格期間2年) 25点	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満	免許停止(90日) 13点	

※mg/ℓ…呼気1ℓ中のアルコール濃度

車両及び酒類を提供した人や同乗者

周辺者の態様	運転者の違反種別	行政処分	罰則
車両等提供者	酒酔い運転	免許取消しや 停止処分の対象	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
	酒気帯び運転		3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
酒類提供者 車両同乗者	酒酔い運転	免許取消しや 停止処分の対象	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	酒気帯び運転		2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

電動キックボードや自転車も飲酒運転禁止です！

電動キックボードや自転車は、道路交通法上「車両」です。



※道路交通法 § 65「何人も酒気帯びで『車両等』を運転してはならない」

反射材を利用しよう！

夜間、車から歩行者が見える距離です。自転車利用者も利用しよう！



ヘッドライト
下向き

黒っぽい服装
約 26m

明るい服装
約 38m

反射材利用
57m以上